資料４

上下水道センターの見直しについて

上下水道センター（西部・北部・南部の３つ）の見直しの方針については、令和３年１２月議会の委員会でご了承いただいて以後、準備を進めてきましたが、具体的な見直しの内容が決まりましたので、お知らせいたします。

１．新体制での業務の具体的な内容

⑴漏水等水道全般に係る相談及び修理費精算等の職員が行う業務は本局に統合

⑵料金窓口のまちづくりセンター等への再配置

・西部上下水道センター料金窓口を西部公民館に移転

・北部上下水道センター料金窓口を北部まちづくりセンターに移転

・南部上下水道センター料金窓口は、そのまま城南まちづくりセンター内に存続

２．今後の課題

・北部上下水道センターは売却、又は、貸付を検討

・西部上下水道センターは水源地内にあり売却困難なため給水車への充水拠点、倉庫等に活用予定

３．今後のスケジュール（予定）

令和５年　１月～　市民への周知（ホームページ、市政だより（３月号）、町内回覧（２月末配布）等）

令和５年　３月　　移転先である西部公民館内に西部料金窓口を、北部まちづくりセンター内に北部料金窓口を設置

令和５年　４月　　新体制での業務開始

西部公民館（西区役所内）

西区小島２－７－１

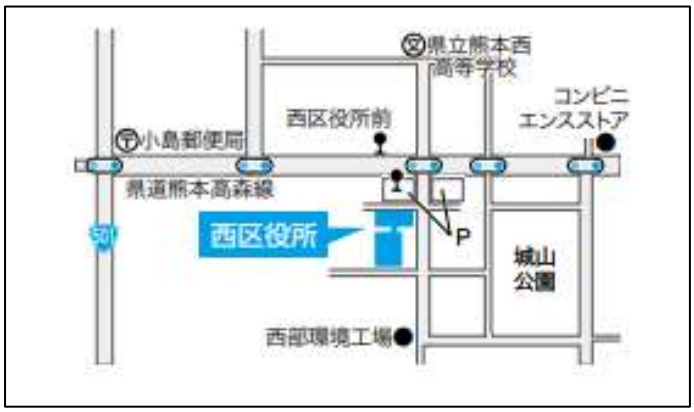

北部まちづくりセンター

北区鹿子木町６６